

こんなときは！

地震・火災・風水害などの災害にあわれたり、生活保護法による扶助を受けるなどの特別な事情がある場合には、その事情に応じていろいろな制度があります。

1 市税の減免

事情に応じて市税を減額したり、免除したりする市税の減免制度があります。減免を受けるためには申請が必要です。主な減免理由は次のとおりです。

◇ 市民税

- ・災害を受けた場合
- ・葬祭扶助を除く生活保護を受けている場合
- ・失業等により所得が皆無で生活が困窮となった場合等

◇ 固定資産税

- ・天災、その他災害により土地や家屋等が滅失し、又は著しく価値を減じた場合
- ・生活扶助を受けている場合

◇ 軽自動車税（種別割）

- ・身体障がい者等が所有する場合（身体障がい者が18歳未満の場合や精神障がい者又は知的障がい者の場合は、生計を一にする方の所有する軽自動車等も含む）
- ・公益のため直接専用すると認められる場合
- ・その構造が専ら身体障がい者等の利用に供するためのものである場合

2 納税の猶予

税金は、納期限までに納めていただかなければなりません。災害や病気等の理由により、一度に納めることが困難であると認められる場合には、納税者等の申請に基づいて、1年以内（最大2年以内）の期間に限り、納税を猶予する制度があります。

詳しくは、納税課へご相談ください。

◇ 徴収の猶予の要件

- ・財産について、災害を受けたとき、または盗難にあったとき
- ・本人や家族が、病気にかかったとき、または負傷したとき
- ・事業について、廃止、休止、または著しい損失を受けたとき

◇ 換価の猶予の要件

- ・財産の換価により、事業の継続、または生活の維持を困難にする恐れがあるとき

3 納税義務者が亡くなったら

亡くなられた方の市民税や固定資産税については、次のような取り扱いになります。

◇ 市民税

賦課期日であるその年の1月1日現在で課税されますので、市民税については、その年の1月1日現在福島市にお住まいの方に対して前年中(1月～12月)の所得に基づき課税されます。したがって、年度の途中で亡くなられた方に対してもその年度の市民税は課税され、相続された方が納税義務を引き継ぐこととなります。

◇ 固定資産税

その年の途中で納税義務者が亡くなられた場合、その年度の固定資産税・都市計画税については相続権をお持ちの方が納税義務を引き継ぐこととなりますので、相続権をお持ちの方に納税していただくこととなります。

また、土地・家屋の登記簿上の所有者が亡くなられた場合、法務局に相続登記の手続きをしていただくこととなります。翌年1月1日までに相続登記が完了した場合は、翌年度の納税義務者は相続された方になりますが、相続登記が完了せず、翌年1月1日現在において依然として亡くなられた方が所有者として登記されている場合は、翌年度の納税義務者は賦課期日においてその資産を現に所有している方（相続権をお持ちの方等）となりますので、「相続人代表者指定（変更）届兼固定資産現所有者申告書」に添付書類を添えて資産税課に提出してください。

なお、法務局に登録されていない家屋（未登記家屋）を相続された方は、当該家屋における所有者名義変更手続きについて別途、「未登記家屋所有者変更届出書」を資産税課に提出してください。

4 審査請求と訴訟

市税について疑問があるときは、各担当課においてご説明いたします。

なお、法律に反した課税や不当な処分であると思われる場合のための制度として、審査請求及び訴訟という手続きがあります。

◇ 審査請求

市税の賦課決定、滞納処分等に関して不服がある場合は、市長に対し書面をもって審査請求をすることができます。

・ 審査請求期間

区 分	請 求 期 間
市税の賦課決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
差押え	差押書等の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内

◇ 訴訟

審査請求に対する市長の決定になお不服がある場合には、審査請求に対する市長の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福島市を被告として裁判所に対し取り消しの訴訟を提起することができます。